お客さま各位

盛岡信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設と預金規定改定のお知らせ

当金庫では、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、 令和4年4月1日以降に新規で開設いただく普通預金口座等について、下記のとおり、「未利用口 座管理手数料」を導入させていただきます。また、これに合わせて預金規定を改定させていただ きます。

なお、本手数料は<u>令和4年4月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座等に対して適用させていただくものであり、通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客さま</u>の普通預金口座等が対象となることはありません。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1.未利用口座管理手数料の新設

対象預金の種類	令和 4 年 4 月 1 日以降に新規開設された普通預金口座(無利息型普通預
	金を含みます。)および貯蓄預金口座
未利用となる口座	最後のお取引(預入れまたは払戻し)から2年以上、一度もお預入れまた
	は払戻しのご利用がない口座(利息入金および未利用管理手数料の引落し
	を除く)
	※紛失などによりご利用が停止されている口座も対象となります。
対象外となる口座	次の場合は対象になりません。
	□座残高が 10,000 円以上の場合
	・同一お取引店舗で預かり金融資産(定期性預金、投資信託、国債など)
	のお取引がある場合
	・同一お取引店舗で借入がある場合(カードローン契約を含みます。)
手数料金額	年間 1,320 円 (消費税込)
口座の自動解約	•対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を
	同手数料に充当した後、同口座を解約させていただきます。(不足分の
	同手数料は徴求いたしません。)
	・未利用口座管理手数料の返却および解約となった口座(キャッシュカー
	ド含む)の再利用はできません。
未利用口座のご 案 内 方 法	・お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文
	書にてお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。
	なお、「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべ
	き時に到達したものとみなします。
	・ご案内後、一定期間(約3ヶ月)経過後も取引がない場合に、上記の手
	数料金額を対象口座から引落します。

※ご不明な点は、窓口等にお問い合わせください。

2.預金規定集 普通預金 (無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、納税準備預金 共通規定の改定 について

未利用口座管理手数料の新設に伴い、下記の条文を追加し、規定を改定させていただきます。

○預金規定集 普通預金 (無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、納税準備預金 共通規定 追加 内容 (抜粋)

11. (未利用口座管理手数料)

- (1) 令和4年4月1日以降に開設された普通預金口座(無利息型普通預金を含みます。) および貯蓄預金口座は、最後の取引から2年以上預入れ(決算利息の組入れを除きます。) または払戻し((2)に定める未利用口座管理手数料を除きます。)がない場合には、未利 用口座として取扱います。
- (2) この預金が未利用口座となり、かつ残高が 1 万円未満である場合には、当金庫はこの 預金口座から払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを 開始することができるものとします。また、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、 同様に手数料を引落しいたします。
- (3) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (5) 前記(3) により解約された口座の再利用はできません。

以上





あなたのそばに もっと身近に



